

食費と居住費の介護保険負担限度額認定について

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイを利用した際に支払う食費と居住費については、原則として自己負担ですが、次の表の第1段階から第3段階のいずれかに該当する方は、負担額の上限（負担限度額）が設定されることで、負担が軽減されます。

利用者負担段階	対象となる人	
	所得などの要件	資産要件
第1段階	生活保護を受給している人	
	世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、老齢福祉年金を受給している人	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が80万9千円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階	① 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が80万9千円を超え120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
	② 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が120万円を超える人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の資産要件については、段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

◆食費と居住費の負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	食費		居住費			
	ショートステイ以外	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※1	多床室※1
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円 (550円)	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円 (550円)	430円
第3段階	① 650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円
	② 1,360円	1,300円				
施設(事業所)に支払う標準的な額(※2)		1,445円	2,066円	1,728円	1,231円 (1,728円)	915円 ※3(437円)

※1 介護老人保健施設、介護医療院又は短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室及び多床室の居住費の額は、()内の額となります。

※2 第1段階から第3段階以外の人の食費と居住費の目安です。(実際の費用は、利用者と施設(事業所)との契約により決まります。)

※3 令和7年8月から、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」、介護医療院の「Ⅱ型」を利用した場合は697円になります。

◆軽減を受けるには、申請が必要です。

※「介護保険負担限度額認定申請書」は、上越市役所(高齢者支援課)のほか、南・北出張所及び各区総合事務所 市民生活・福祉グループの窓口に用意してあります。

※上越市ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/>

上越市 高齢者支援課 賦課給付係 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
電話番号 025(520)5706 内線 1192、1193 Eメールアドレス kaigo@city.joetsu.lg.jp

Q & A (よくある質問)

Q1. 通帳はどのページの写しを添付すればよいですか。

A1. 表紙をめくったところにある「金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が分かるページ」と「直近2か月程度までの履歴（年金振込口座の場合、年金振込額がわかること）と最終残高が確認できるページ」を添付してください。なお、「定額・定期預貯金が記載されているページ等」も併せて添付願います（定額・定期預貯金がない場合でも、定額・定期預貯金のページの写しの提出が必要です）。

Q2. 通帳を紛失したため、通帳の写しをすぐに用意できません。市役所で金融機関に確認してもらえますか。

A2. 通帳の写しを用意できない場合は、原則として、金融機関で取引明細を発行してもらって下さい。通帳の写しや取引明細を用意できないやむを得ない理由がある場合はご相談ください。

Q3. 判定の対象となる、「非課税年金」とはどのようなものですか。

A3 非課税年金とは、社会保険料を拠出した対価として日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。

これらに該当しない年金や、弔慰金・給付金は、「遺族」や「障害」という名称がついていても、非課税年金ではないため、判定の対象となりません。

Q4. 申請書提出が8月15日になってしまったのですが、8月1日に遡及して認定を受けられますか。

A4. 要件を満たせば、申請した月の初日からの認定になります。遅くとも認定を受けたい月の月末までに申請をしてください。

Q5. 資産要件の対象となる資産は何ですか。

A5. 負担限度額認定に係る資産要件の対象となる資産は次のとおりです。

種類	対象か否か	添付書類
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し
有価証券（株式、国債、地方債、社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の口座残高の写し
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金（タンス預金等）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど） ※預貯金から差し引いて計算します。	○	借用証書など
生命保険	×	—

Q6. 資産要件で非該当となったのですが、今後認定を受けられないのですか。

A6. 資産要件が各段階に定める額を下回った時点で、改めて申請いただくことで申請月の初日から対象となります。

Q7. 負担限度額認定証は、毎年更新申請が必要なのでしょうか。

A7. 令和6年度から更新申請の期間が2年に1回に変更となりました。令和7年度に更新申請が必要な人は、次回は令和9年度に更新申請が必要になります。更新年度の5月下旬に更新の案内文を送付しますので、継続して認定を希望する場合は、改めて申請いただき、要件に該当するかどうかを審査します。